

名古屋・クアラルンプール補足議定書

背景

➤2000年1月:カルタヘナ議定書の採択

交渉過程において、改変された生物※の国境を越える移動から生ずる損害についての責任及び救済の分野については、合意に至らず。同議定書第27条により、後の議論に委ねられる。※国内法であるカルタヘナ法では、「改変された生物」を「遺伝子組換え生物等」と規定。

➤2010年10月:我が国が議長国を務めた第5回カルタヘナ議定書締約国会合（於:名古屋）にて本補足議定書を採択（2012年3月:我が国署名）

➤未発効（40か国の締結後90日目に発効）

2017年2月1日現在、36か国及びEUが締結済み。

（主な締約国:ドイツ、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、ベトナム、インド、メキシコ等）

主な内容

改変された生物の国境を越える移動により生ずる損害（生物多様性の保全及び持続可能な利用への悪影響）に対応するための措置を規定

【第2条及び第5条】

- 管理者の特定、○損害の評価、
- 管理者への要求（損害の防止又は復元のための対応措置をとること）

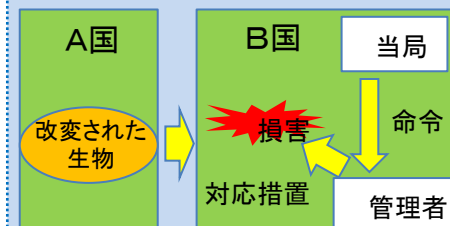
生物多様性条約（1992年）

①生物多様性の保全、②その構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分について規定

カルタヘナ議定書（2000年） （予防原則に基づく影響の防止）

改変された生物の国境を越える移動に際し、生物多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼさないよう、安全な移送、取扱い及び利用について規定

名古屋・クアラルンプール 補足議定書（2010年） （損害発生後の対応）



早期締結の必要性

- ・ **我が国の都市名を冠する国際的にも関心の高い国際約束**。2016年12月に開催されたカルタヘナ議定書第8回締約国会合でも**早期の締結が呼びかけられており**、我が国の締結は、国際社会の協調した取組の強化の観点から重要。
- ・ カルタヘナ議定書による**未然の防止**に加え、本補足議定書によって、**損害発生後の対応**をも含めた一貫した国際的枠組みが完成。
- ・ **発効が間近であり、早期の締結が必要**。